平成２９年（フ）第１２５４号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目20番13―206号
債務者　山本　準一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８３号
旧住所　福岡県糟屋郡宇美町宇美中央３丁目６番６号　エスポワール58Ａ201号
債務者　立花　紗采（旧姓高倉）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８７号
福岡市南区横手３丁目２番17号
債務者　安東多美子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２号
福岡県大牟田市船津町357番地27
債務者　片山美栄子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１５９号
北海道旭川市末広５条１丁目６番14号　すみれ荘１Ｆ１号
債務者　及川　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２９号
静岡県浜松市北区細江町中川780番地の150
債務者　菅沼ちゑ子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
静岡県浜松市中区寺島町17番地　フレクション浜松Ｉ401号室
債務者　山下　照秋
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３２３２号
大阪市大正区千島３丁目12番13―501号
債務者　金城　清一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５０６号
大阪府豊中市豊南町東３丁目５番23号
債務者　大津　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６９１号
大阪市平野区加美鞍作２丁目14番７号
債務者　木村　昌人
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７０２号
大阪府茨木市寺田町４番23号　リバーサイドウラタ　201号、前住所大阪府茨木市西太田町３番20号　グランシャリオ　201号
債務者　竹村有香里
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第８７号
福岡市南区多賀２丁目９番1134号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区大池１丁目12番37号
破産者　重田　祐子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４９号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番３号ＩＢＢ―Ｆｅｌｉｘ博多
破産者　Ｉｎｔｅｒ　Ｈｕｍａｎ株式会社
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第７３８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋318番地　リファレンス空港東505号
破産者　原田佳誉子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月28日まで
2　一般調査期日　平成29年10月27日午後２時
平成29年８月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４０８号
福岡県春日市日の出町５丁目10番地　南福岡ハイツ306号
破産者　中島　芳子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月29日まで
2　一般調査期日　平成29年10月25日午後１時30分
平成29年８月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０６６号
福岡市南区野多目１丁目12番20―307号
破産者　中川　敦郎
1　破産債権の届出期間　平成29年９月29日まで
2　一般調査期日　平成29年10月17日午後１時30分
平成29年９月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３号
宮城県富谷市今泉瀬戸ケ沢14番地
破産者　横田　裕喜
1　破産債権の届出期間　平成29年10月２日まで
2　一般調査期日　平成29年12月15日午後１時20分
平成29年９月１日
仙台地方裁判所第４民事部破産係